

□◆□ お手続きのご案内 □◆□

このたびは三菱 UFJ 銀行のカードローン「バンクイック」をお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
以下「お手続きの流れ」にそって、お手続きいただけますようお願い申し上げます。
なお、ご不明な点がございましたら、お気軽に第二リテールアカウント支店までお問合せください。

＜お手続きの流れ＞

STEP1 申込書類のプリントアウト

- 画面の「印刷」ボタンを押して、A4サイズの普通紙にプリントアウトしてください（本紙1枚含め合計8枚）。

STEP2 「利用申込書兼保証依頼書」「暗証番号届出書」のご記入

- 「記入例」にしたがい、必ず「お申し込みされるご本人さま」がご記入ください。以下の項目については訂正ができませんので、お間違えないようお願いいたします。※修正液による訂正もできません。
【1.お名前 2.お名前のフリガナ 3.生年月日 4.ご自宅の住所 5.暗証番号】

STEP3 提出書類のご確認

【提出書類】

- バンクイック利用申込書兼保証依頼書（銀行・保証会社用）
- バンクイック暗証番号届出書
- 本人確認書類*1 ※既にご提出いただいている場合は不要です
- 収入証明書*2 ※50万円超の利用限度額をご希望の場合のみ

※提出書類の不足や申込書の記入漏れがあった場合は、再提出をお願いすることがあります。
※上記以外にも別途、追加書類をご依頼することがあります。

*1 本人確認書類として、以下のいずれか2点（有効期間内のもので、現住所の記載のあるもの）をご用意ください。

- 運転免許証：裏面に現住所の表示がある場合は表・裏両方が必要です。
- 健康保険証：カード型は両面が必要です。現住所を記入のうえ裏面のコピーもご用意ください。
- パスポート：日本国内で発行のもので顔写真のページと所持人記入欄（お名前・現住所等、記入箇所）の両方が必要です。
- 個人番号カード：表面のみ必要です。
- 在留カード：変更事項がある方については、裏面も必要です。※日本国籍をお持ちでない方で在留カードをお持ちの場合は、こちらをご用意ください。

○特別永住者証明書：変更事項がある方については、裏面も必要です。
※本人確認書類について、くわしくはこちら（HP）をご確認ください→

*2 50万円超の利用限度額をご希望の場合は、収入証明書として、以下のいずれか1点をご用意ください。

- 源泉徴収票／○住民税決定通知書／○納税証明書その1・その2（個人事業者の方）／
- 確定申告書第1表・第2表



STEP4 書類提出

- WEBアップロード、FAX、郵送のいずれかの方法でご提出ください。

🖥️ WEBアップロード

お持ちのパソコン・スマートフォンからご提出いただけます。

【パソコンの方】バンクイック HP* > 「書類提出はこちら」
（*<https://www.bk.mufg.jp/kariru/card/banquic/>）

【スマートフォンの方】右のQRコードを読み取りください→

※受付番号は0000000（ゼロ7桁）をご入力ください



📠 FAX

提出書類を下記FAX番号あてに送信してください。

※暗証番号届出書をご送信いただく場合は、お客さまの暗証番号の安全性を確保するため、ほかの書類と一緒に送信しないでください。お手数ですが、暗証番号届出書のみ、別々に送信してください。

FAX 番号 0120-23-5919（受付時間：24時間365日）

※FAX番号はよくご確認いただき、誤送信にご注意ください。

📧 郵送

郵送での提出をご希望の場合は、お手持ちの封筒に提出書類のコピーを同封いただくか、本紙下部に記載のお問合せ先にお電話いただき返信用封筒をお取り寄せの上、書類をご郵送ください。

STEP5 カード発行

- ご指定いただいたカードお受取方法にもとづいて、カードを発行いたしますのでお受け取りください。

＜お問い合わせ先＞

〒104-0033 東京都中央区新川1-28-38 東京ダイヤビルディング2号館5階
株式会社三菱UFJ銀行 第二リテールアカウント支店

電話番号：0120-959-555

受付時間：平日 9:00～21:00 土・日・祝日 9:00～17:00（12/31～1/3を除く）

記入例

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」利用申込書 兼 保証依頼書

- お申し込みになるご本人さまが自筆ですべてご記入ください。
- ご印鑑は不要です。
- 記入例をご覧になり、ボールペンで強くご記入ください。
- お客さま控(2、4、5枚目)は大切に持ちください。
- FAXでご送付いただいた本申込書等が、判別できない場合等、改めて提出をお願いする場合があります。
- 当行にご提出いただいた本申込書および必要書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

1枚目：利用申込書 兼 保証依頼書

株式会社三菱UFJ銀行 朝中
アコム株式会社 朝中

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」 利用申込書 兼 保証依頼書

私は、本申込書4枚目に記載の三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定・同カード規定・Eメールサービス利用規約の各条項に同意の上、株式会社三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の利用を申し込みます。申し込みにあたっては、本申込書5枚目に記載の同保証委託約款を承諾の上、アコム株式会社と連帯保証を依頼します。

銀行保証金利用

受付店 店舗 店名
475 第二リテール アコム支店 口座番号

保証申請額 万円
株式会社三菱UFJ銀行 第二リテールアカウント支店

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日 令和〇年〇月〇日 生年 月 日 性別 男 女
昭和 40年 1月 1日

フリガナ 必ずご記入ください。 ヤマダ ○○

お名前 山田 ○○

英字名 ※日本国籍をお持ちでない方は、「お名前」欄の記入に加え、英字名を大文字(ブロック体)でご記入ください。
〒1100000000000000

ご住所 東京都千代田区丸の内2-7-1 東京マンション201号

2. お勤め先について(お勤めの方または自営業の方のみご記入ください。)
※年金受給の方は記入不要です。

お勤め先 ○○商事(株)
電話番号 (XX) XXXX-XXXX

所在地 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇
〒1100000000000000

3. 個人情報の取り扱いに関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、実行およびアコム株式会社に対し、本申込書5枚目の「個人情報の取り扱いに関する同意書」の欄にて同意します。

ご署名(自署) 山田 ○○
※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

4. 反社会的勢力ではないことと表明・確認に関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、本申込書4枚目の「反社会的勢力ではないことと表明・確認に関する同意書」の内容について同意します。

ご署名(自署) 山田 ○○
※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

5. ご利用方法

カードの受取方法 テレビ窓口 自宅郵送
※テレビ窓口でのカードのお受け取りには、運転免許証が必要です。
※有効期限内に郵便物の配達があるものに限りです。

郵便物の送付先 自宅 勤務先
※カード郵送は除きます。
※勤務先へ郵送の場合、出向されている方は、出向元へ送付いたします。

返済期日 毎月指定日返済 毎月20日 月末日指定返済(31日)
※35日ごとのご返済
※「自動支払いによるご返済」をご希望のお客さまは「毎月指定日返済」をご記入ください。
※ご指定がない場合、「35日ごとの返済」とさせていただきます。

6. 外国政府等において重要な公的地位にある方等についてチェックしてください。
※具体例や「ご家族」の範囲については銀行ホームページをご確認ください。

7. 続けて3枚目の「暗証番号届出書」をご記入ください。

●ご契約に際して
・お申込内容確認のために、ご自宅やお勤め先に銀行名にてご連絡することがあります。
・お申込時、「自動支払いによるご返済」を選択したお客さまも、手続が完了するまではATMよりご返済いただきますようお願いいたします。

申込日
・本申込書の記入日をご記入ください。

お名前
・日本国籍をお持ちでない方は、「お名前」欄への記入に加え、英字名を大文字(ブロック体)でご記入ください。

ご住所
・アパート、マンション名、棟号、部屋番号等までくわしくご記入ください。

お勤め先
・出向・派遣社員の方は、それぞれ出向元・派遣元をご記入ください。

ご署名
・本申込書5枚目の「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容を確認し、同意いただいたうえでお申し込みになるご本人さまの自署をお願いします。

3枚目：暗証番号届出書

※ご留意事項

- ・本暗証番号届出書には、お客さまのお名前やご住所をご記入いただかないようご注意ください。
- ・FAXでご送付いただく場合は、お手数ですが本暗証番号届出書と他の申込書等とは別々に送信してください。
- ・本暗証番号届出書は訂正できません。ご記入内容を訂正される場合は、新しい用紙にご記入ください。

1. 暗証番号について

- ◆4ケタの数字をご記入ください。
- ◆他人に推測されにくい番号をご指定ください。
- ◆以下の番号は、特に他人に推測されやすいので指定しないでください。
 - ①生年月日の組み合わせ
 - ②ご自宅の電話番号、携帯電話番号
 - ③同一数字4ケタ
 - ④住所の地番
 - ⑤自動車のナンバー

暗証番号 0123
暗証番号はもれなくご記入ください。

2. ご送付について(郵便でご送付いただく場合はご対応不要です)

- ◆ご送付いただく際は、以下の(1)(2)欄をご記入ください。
- ※ 暗証番号用シールは貼付せずに送信してください。

(1) お客さまコード (カタカナ表記)の最初(姓にあたる姓)の一字となります。
・記入例: 山田 ○○ (ヤマダ ○○) → 「ヤ」

(2) 生年月日(和暦)でご記入ください。
・記入例: 昭和40年1月1日生まれの場合 → 「400101」

お客さまコード 生年月日(和暦)

三菱UFJ銀行 第二リテールアカウント支店
FAX 0120-23-5919 (受付時間: 24時間365日)

本暗証番号届出書は、カード発行手続終了後に当行で廃棄させていただきます。

お客さまコード/生年月日
・FAXでご送付いただく場合のみご記入ください。

暗証番号
・4ケタの数字をご記入ください。

ご契約には、以下の書類が必要(くわしくは、「お手続きのご案内」をご覧ください)

- 本人確認書類
以下のいずれか2点(有効期限内のもの)をご用意ください。
1. 運転免許証 2. 各種健康保険証 3. パスポート 4. 個人番号カード 5. 在留カードまたは特別永住者証明書(カード)
- 収入証明書(50万円超の利用限度額をご希望の場合)
以下のいずれか1点をご用意ください。
1. 源泉徴収票 2. 住民税決定通知書 3. 納税証明書その1・その2(個人事業者の方) 4. 確定申告書第1表・第2表

株式会社三菱UFJ銀行 御中
アコム株式会社 御中

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」 利用申込書 兼 保証依頼書

私は、本申込書4枚目に記載の三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定・同カード規定・Eメールサービス利用規約の各条項に同意のうえ、株式会社三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の利用を申し込みます。申し込みにあたっては、本申込書5枚目に記載の同保証委託約款を承諾のうえ、アコム株式会社に連帯保証を依頼します。

受付店	店番・店名				
475	第二リテール アカウント支店	口座番号			
貴社との契約に基づき本件の保証を依頼します。					
保証申請額 _____ 万円					
株式会社三菱UFJ銀行 第二リテールアカウント支店					

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日	令和	年	月	日	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
フリガナ	必ずご記入ください。										
お名前											
英字名 [※]	※日本国籍をお持ちでない方は、「お名前」欄の記入に加え、英字名を大文字（ブロック体）でご記入ください。										
ご住所	〒										
		都道		市区				府県		郡	

2. お勤め先について（お勤めの方または自営業の方のみご記入ください。）

※年金受給の方は記入不要です。

お勤め先											
	電話番号	()	—						
所在地	〒										フリガナ
※お勤めの方のみ ご記入ください。		都道		市区				府県		郡	

6. 外国政府等において重要な公的地位にある方等について チェック ください。

※具体例や、「ご家族」の範囲については当行ホームページをご確認ください。

外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含まれます）、またはそのご家族に該当しますか。

いいえ、該当しません はい、該当します

※該当するお客さまは後日第二リテールアカウント支店よりご連絡いたします。

3. 個人情報の取り扱いに関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、貴行およびアコム株式会社に対し、本申込書5枚目の「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容について同意します。

ご署名
(自署)

※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、本申込書4枚目の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」の内容について同意します。

ご署名
(自署)

※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

5. ご利用方法

カードの 受取方法	<input type="checkbox"/> テレビ窓口 ※テレビ窓口でのカードのお受け取りには、運転免許証が必要です。 (有効期限内で現住所の記載のあるものに限りです。)	<input type="checkbox"/> 自宅郵送
郵便物の 送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 ※カード送付は除きます。 ※勤務先へ郵送の場合、出向されている方は、出向元へ送付いたします。	<input type="checkbox"/> 勤務先
返済期日	<input type="checkbox"/> 毎月指定日返済 毎月 _____ 日 ※月末日指定は「31」とご記入ください。	<input type="checkbox"/> 35日ごとのご返済 ※「自動支払いによるご返済」をご希望のお客さまは「毎月指定日返済」をご選択ください。 ※ご指定がない場合、「35日ごとのご返済」とさせていただきます。

7. 続けて3枚目の「暗証番号届出書」をご記入ください。

●ご契約に際して

- お申込内容確認のために、ご自宅やお勤め先に銀行名にてご連絡することがあります。
- お申込時、「自動支払いによるご返済」を選択したお客さまも、手続きが完了するまではATMよりご返済いただきますようお願いいたします。

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」 利用申込書 兼 保証依頼書

私は、本申込書4枚目に記載の三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定・同カード規定・Eメールサービス利用規約の各条項に同意のうえ、株式会社三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の利用を申し込みます。申し込みにあたっては、本申込書5枚目に記載の同保証委託約款を承諾のうえ、アコム株式会社に連帯保証を依頼します。

1. お申し込みのご本人さまについて

申込日	令和	年	月	日	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
						<input type="checkbox"/> 平成					
フリガナ	必ずご記入ください。										
お名前											
英字名 [※]	※日本国籍をお持ちでない方は、「お名前」欄の記入に加え、英字名を大文字（ブロック体）でご記入ください。										
〒											
ご住所		都道		市区							
		府県		郡							

2. お勤め先について（お勤めの方または自営業の方のみご記入ください。）

※年金受給の方は記入不要です。

お勤め先											
		電話番号	()	—						
所在地	〒										フリガナ
※お勤めの方のみご記入ください。		都道		市区							
		府県		郡							

6. 外国政府等において重要な公的地位にある方等について チェック ください。

※具体例や、「ご家族」の範囲については当行ホームページをご確認ください。

外国の元首、外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方（過去において該当する場合も含まれます）、またはそのご家族に該当しますか。

いいえ、該当しません はい、該当します

※該当するお客さまは後日第二リテールアカウント支店よりご連絡いたします。

3. 個人情報の取り扱いに関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、貴行およびアコム株式会社に対し、本申込書5枚目の「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容について同意します。

ご署名
(自署)

※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

4. 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」の申し込みにあたり、本申込書4枚目の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」の内容について同意します。

ご署名
(自署)

※ボールペンではっきりと自署をお願いします。

5. ご利用方法

カードの受取方法	<input type="checkbox"/> テレビ窓口	<input type="checkbox"/> 自宅郵送
	※テレビ窓口でのカードのお受け取りには、運転免許証が必要です。 (有効期限内で現住所の記載のあるものに限りです。)	
郵便物の送付先	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 勤務先
	※カード送付は除きます。 ※勤務先へ郵送の場合、出向されている方は、出向元へ送付いたします。	
返済期日	<input type="checkbox"/> 毎月指定日返済	毎月 ____ 日 ※月末日指定は「31」とご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 35日ごとのご返済	
	※「自動支払いによるご返済」をご希望のお客さまは「毎月指定日返済」をご選択ください。 ※ご指定がない場合、「35日ごとのご返済」とさせていただきます。	

7. 続けて3枚目の「暗証番号届出書」をご記入ください。 →

●ご契約に際して

- ・お申込内容確認のために、ご自宅やお勤め先に銀行名にてご連絡することがあります。
- ・お申込時、「自動支払いによるご返済」を選択したお客さまも、手続きが完了するまではATMよりご返済いただきますようお願いいたします。

三菱UFJ銀行のカードローン 「バンクイック」暗証番号届出書

銀行使用欄

475	第二リテール アカウント支店	口座番号							
-----	-------------------	------	--	--	--	--	--	--	--

※ご留意事項

- ・本暗証番号届出書には、お客さまのお名前やご住所をご記入いただかないようご注意ください。
- ・FAXでご返送いただく場合は、お手数ですが本暗証番号届出書と他の申込書等とは別々に送信してください。
- ・本暗証番号届出書は訂正できません。ご記入内容を訂正される場合は、新しい用紙にご記入ください。

1. 暗証番号について

- ◆ 4ケタの数字をご記入ください。
- ◆ 他人に推測されにくい番号をご指定ください。
- ◆ 以下の番号は、特に他人に推測されやすいので指定しないでください。
 - ①生年月日の組み合わせ ②ご自宅の電話番号、携帯電話番号
 - ③同一数字4ケタ ④住所の地番 ⑤自動車のナンバー

暗証番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	暗証番号はもれなくご記入ください。			

2. ご返送について（郵便でご返送いただく場合はご対応不要です）

- ◆ ご返送いただく際は、以下の（1）（2）欄をご記入ください。
 - ※ 暗証番号用シールは貼付せずに送信してください。

（1）お客さまコード

※ お客さまのお名前（カタカナ表記）の
最初（姓名にあたる姓）の一文字となります。

・記入例：山田 ○○（ヤマダ ○○） → 「ヤ」

お客さまコード	<input type="text"/>
---------	----------------------

（2）生年月日

※ 和暦でご記入ください。

・記入例：昭和40年1月1日生まれの場合 → 「400101」

生年月日 (和暦)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
--------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

三菱UFJ銀行 第二リテールアカウント支店

FAX 0120-23-5919（受付時間：24時間365日）

本暗証番号届出書は、カード発行手続終了後に当行で廃棄させていただきます。

三菱UF銀行のカードローン「バンクイック」 ローン規定

第1条 (借主と契約の成立)

1. 借主とは、三菱UF銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定（以下「ローン規定」という。）および三菱UF銀行のカードローン「バンクイック」カード規定（以下「カード規定」という。）を承認したこと（以下「ローン規定・カード規定を承認した」という。）を前提として、アコム株式会社（以下「保証会社」という。）を連帯保証人として、株式会社三菱UF銀行（以下「当行」という。）に所定の申込方法により、三菱UF銀行のカードローン「バンクイック」の契約（以下「基本契約」という。）の申し込みをし、当行が審査のうえ申し込みを認めたときをいいます。

2. 基本契約は、借主からの申し込みが当行が承諾したときに成立し、本規定は基本契約の内容を構成するものとなります。

第2条 (取引方法)

1. 基本契約に基づく取引（以下「この取引」という。）は、当行の第二リアルアカウントの支出（開設するこの取引専用の自動勘定を当行の当座貸越取引とし、小切手・印紙の振出しあるいは取引受け、入金残高の自動引き落とし等）によるものとします。

2. この取引は、第5条および第7条に定める方法での当座貸越金の出入金により行うものとします。

3. この取引に使用する際に当行の定める機器が生じた場合その他相当の事由がある場合は、この取引を一時的に停止する場合があります。また、当行が故意、重大な過失がない場合には、当行が所定されるものとします。

第3条 (利用限度額)

1. 借主は、基本契約の利用限度額の範囲内で繰り返しこの取引による借入れができるものとします。

2. 基本契約の利用限度額は、当行が決定します。

3. 第2項にかかわらず、当行が債権保全上必要と認めたときは、この取引の利用限度額を減額（新たな貸付を中止することを、以下同じ。）できるものとします。

4. 第3項により利用限度額を減額した後に、減額額が解消したことが当行が相当と認められるときは、当該減額事由により減額されていた範囲内で利用限度額を増額することができます。

第4条 (取引期間)

1. 基本契約に基づくこの取引を行う期間は、基本契約成立の日から1年間とします。

2. 借主は借入後、借入日または借入日直前の返済表示をした場合において、返済日には返済額にさらに1回期間延長するものとし、以後も同様とします。なお、当行は、満70歳以上となる借主に対して、期間延長しない旨の意思表示をすることがあります。

2. 期間満了の前日までに当事者の一方から期間延長しない旨の通知し出がなされた場合は次によるものとします。

- (1) 貸越元金・貸越利息等・遅延損害金等（以下「貸越元金等」という。）は本規定の各条項にしたがい返済し、貸越元金等が完済した日に基本契約は当然に解約されるものとします。
- (2) 期間満了日に貸越元金等がない場合は期間満了日の翌日に基本契約は当然に解約されるものとします。
- (3) 期間満了日の翌日以降は基本契約による当座貸越は受けられません。

第5条 (借入方法)

この取引による借入れは、以下の方法によるものとします。

- (1) 借主が、カード規定の定めるところにより当行の現金自動支払機（現金自動預払機・キャッシング）による「預入払出機」という。）を使用し、入金する。
- (2) 当行が認めた店舗に限り、借主が、当行所定の方法による届出により指定した当行の指定金融の普通預金口座（以下「指定口座」という。）に当座貸越の預り金を入金するよう当行に依頼し、当行が指定口座に対して当座貸越預り金を入金する方法
- (3) その他当行が認めた方法

第6条 (貸越利率等)

1. この取引の貸越利率は当行所定の利率（この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸越利率」という。）とします。

2. 貸越金の利率計算方法は、何利率法をとり、貸越利率より1年を365日とし、日割で計算します。

3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当行の貸越利率を一般に行われる程度のもので変更することができるものとします。この変更の内容は、当行の本支店等に掲示するものとし、借主へ通知は致しません。

4. この借主は貸越利率を、当行所定の基礎および方法により優遇することができます。この場合、当行いつでもその優遇の取り止めを行うことができます。本項による貸越利率の変更については、借主より照会があれば、第二リアルアカウント支店が回答するものとします。

第7条 (返済方法)

この取引の返済は以下の方法によるものとします。

- (1) 預入払出機による当座勘定へ入金
- カード規定の定めるところにより、当行の預入払出機を使用して当座勘定へ入金する方法
- 指定返済
- 当行が指定した口座への振込による方法。
- (3) 自動支払

1. 当行が認めた場合で、かつ第8条第1項(2)割による返済を行う場合に限り、第8条に基づき「約定返済額」という。)を支払うために、第8条第1項(2)号に基づく返済期日（以下「各約定返済日」という。）までに、毎回の約定返済額を、借主が別途指定する当行の借主名義の普通預金口座（以下「返済用預金口座」という。）に預け入れる方法。この方法による場合、各約定返済日に普通預金口座から請求するよう、返済用預金口座から払戻しをうけ、毎回の返済に充てるものとします（第8条第2項の返済用預金口座は、借主が返済用預金口座を指定する場合は、各約定返済日（指定期）に返済用預金口座の残高が各約定返済日の約定返済額に満たない場合には、当行は約定返済額の一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済用預金口座からの払戻しは行わないものとします。なお、約定返済日の翌日以降、約定返済額が返済用預金口座へ入金されても、当該約定返済日にかかる約定返済に關しては、返済用預金口座から払い戻しによる自動支払いはできないものとします。

第8条 (返済期日)

1. この取引における当座貸越の返済期日は、次の各号のいずれかとし、返済期日における約定返済額の支払いは約定返済といたします。

- (1) 35日ごとの返済
- 新規に借入れた場合（借入時点においてこの取引の貸越元金等がない場合、貸越元金等の1千円未満で第3項により返済期日が定められていない場合の追加借入を含む。）の返済期日は、借入日の翌日から起算して35日目とします。2回以降の返済期日は、直前に約定返済額の支払をした日の翌日から起算して35日目とします。また、追加借入をしても返済期日は変わりませんものとします。なお、返済期日が当行の休日の場合は、その日の翌営業日を返済期日とします。
- (2) 毎月指定日返済
- 借主の希望する毎月の一定期日（以下「指定期日」という。）とします。なお、指定期日の当行の休日の場合には、その日の翌営業日を返済期日とします。
2. 借主は、返済期日前であっても預入払出機または指定口座による約定返済額を支払うことができるものとします。この場合の次回返済期日は次の各号のとおりとします。
- (1) 35日ごとの返済
- 返済期日前の支払をした日の翌日から起算して35日目とします。なお、返済期日が当行の休日の場合は、その日の翌営業日を返済期日とします。
- (2) 毎月指定日返済
- 返済期日前の支払をしなかった日の翌日から起算して45日間の内、より後の指定期日が返済期日となります。なお、指定期が当行の休日の場合は、その日の翌営業日を返済期日とします。

第9条 (約定返済額)

1. 第8条第1項による返済における各回の約定返済額は、借入金額（貸越元金を指し、追加借入をしたとき、その直前の貸越元金の残高と追加借越元金額との合計とする。以下同じ。）に応じて定めらるものとします。

(1) 第6条に基づく貸越利率が15.0%以上の借主の約定返済額

借入金額	約定返済額
3千円未満	貸越元金等全額。ただし、貸越元金等全額が3千円を超える場合は2千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し「約定返済を行なう」場合では、約定返済額の1千円単位未満を切り捨てる千円未満の2千円超3千円未満の場合も1千円、1千円超2千円未満の場合も1千円も約定返済があったものとして取り扱います。
3千円以上10万円以下	3千円
10万円超20万円以下	6千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに3千円を追加(例：20万円超30万円以下の場合は9千円、30万円超40万円以下の場合は12千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

(2) 第6条に基づく貸越利率が15.0%未満の借主の約定返済額

1. 平成25年3月25日以前に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が9.1%以下の借主の場合、なお、平成25年3月25日より前に基本契約を締結し、第6条に基づく貸越利率が9.6%以下の借主であつて、当行が約定返済額の変更を借主のうえ認められた場合も同様とします。

借入金額	約定返済額
1千円未満	貸越元金等全額。ただし、貸越元金等全額が1千円を超える場合は1千円。
1千円以上10万円以下	1千円
10万円超20万円以下	2千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに1千円を追加(例：20万円超30万円以下の場合は3千円、30万円超40万円以下の場合は4千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

②(2)号に該当しない借主の場合

借入金額	約定返済額
3千円未満	貸越元金等全額。ただし、貸越元金等全額が3千円を超える場合は3千円。また、第7条(1)号に定める預入払出機を利用し「約定返済を行なう」場合で、貸越元金等全額が1千円超2千円未満の場合は、1千円を返済した場合も約定返済が繰り上がったものとして取り扱います。
2千円以上10万円以下	2千円
10万円超20万円以下	4千円
20万円超の場合	借入金額が10万円増すごとに2千円を追加(例：20万円超30万円以下の場合は6千円、30万円超40万円以下の場合は8千円)

上記返済金額が利息額に満たないときは、利息額とします。

2. 各回の約定返済額は最少の返済金額とし、約定返済額を超える返済を妨げないものとします。この場合、約定返済額との差額は貸越元金の返済に充当します。

3. 返済にかかわらず、第7条(2)号の振込口座より第1項に定める約定返済額未満の振込がされた場合は、当該振込金を返済として取り扱うこととします。ただし、この場合にあつては、従来の約定返済額および返済期日の変更は行いません。

4. 約定返済の全額または一部を延滞したときは、第1項に定める約定返済額に遅延損害金を加えた額を返済額とします。

第10条 (返済金の充当方法)

借主の返済金は、利息適用外残高・遅延損害金・利息・貸越元金の順に充当します。利息適用外残高とは、預入払出機等による返済後の借入金額の残高が1千円未満になるときに、利息適用外残高として取り扱われる金額とします。

第11条 (借主が約定返済額の支払いを滞らしたときは、当行所定の保証料金を支払うもの)

1. 借主は返済金の計算方法は、遅延損害金年率（保証会社の保証料を含む年率。）により1年を365日とし、日割で計算します。

第12条 (次の各号の事由が生じた場合には、当行からの通知、報告がなくても貸越元金等全額について弁済期が到来するものとし、借主は直ちに貸越元金等を支払うものとする。)

- (1) 第8条および第9条の規定する返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面でお催告されたにもかかわらず、その期間満了になつたこと。
- (2) 保証会社が借主に対する債権の一部または全部の引当があつたこと。
- (3) 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立てがあつたこと、あるいは申立予定であることを当行が知つたこと。
- (4) 邦外送附の取扱いに区分変更があつたこと。
- (5) 借主その他当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたこと。
- (6) 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責任に帰すべき事由により当行に借主の所在が不明となり、当行から借主に宛てた通知が届く届出の住所に到達しなかつたこと。

2. 借主は次の各号の事由が生じた場合には、当行からの請求があつた際、貸越元金等の全額について弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元金等全額を支払うものとする。

- (1) 当行に対する債務の一つでも期限が履行しなかつたこと。
- (2) 当行との取引規定に違反し、それが債権保全を必要とする相当の事由に該当していることと認められること。
- (3) 借主が当行の取扱いの他の債務について期限の利益があつたこと。
- (4) この契約に關し、当行に届け出た内容または提出書類に虚偽があると認められたとき。

(6) 借主が開示した当行預金口座の規定に基づき、当行が当該口座を解約できる事由が生じたこと。

(7) 前号のほか、借主の信用状態に著しい変動を生ずるなど貸越元金等の返済ができなくなるおそれのある相当の事由が生じた場合。

3. 前項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど本人の責めに帰すべき事由が生じた場合には、借主は請求した時から請求し、通常どおりにすべきとし、期限の利益が失われたものとします。

第13条 (保証会社への保証債務履行請求)

第12条により、借主に貸越元金等全額の返済義務が生じた場合には、当行は保証会社に対して貸越元金等全額の返済を請求することができます。

2. 保証会社が借主に代わつて貸越元金等全額を当行に返済した場合は、借主は保証会社に貸越元金等全額を返済するものとします。

3. 保証会社の返済が借主に対して事前にご告知・催告なしに行われても、借主は異議を申し立てません。

第14条 (銀行からの借入)

1. この契約に基づく借債を履行しなければならぬ場合には、当行は貸越元金等と預金その他の当行借入金に対して負担すべき債務とを、その債務の期限のいかににかかわらず、いつでも併殺することとすることができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 第1項によつて相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めにより、ただし期限内未到来の預金の利息は、期限前利率としてあらかじめ算定し1年を365日とし、日割で計算します。

第15条 (借主からの相殺)

1. 借主は支払期にある預金その他の当行に対する債権とこの契約に基づく債務とを、その債務の支払期未到来まで当行に対して相殺することができます。

2. 前項により相殺する場合は、事前に書面により相殺を通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は借主の押印した当行所定払戻請求書とともに直ちに当行に提出するものとします。

3. 第1項によつて、借主が相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定の定めによります。

第16条 (債務の滞延等に処置する順序)

1. 借主につき基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、第14条より当行から相殺をするときは、当行は債権保全上の事由により、この債務との相殺にあつてはかを指定することができるとも、その指定に対しては借主は異議を申し立てず、かつ、借主は異議を申し立てないものとします。
2. 借主が相殺する場合は債務の指定は各号のとおりとします。
- (1) 借主は基本契約に基づく債務のほか、当行に対する他の債務がある場合に、債務の返済までに第15条より相殺すること、この債務の返済または相殺に充てるかを事前に指定することができます。
- (2) 借主が相殺する旨を指定しなかつたときは、当行がこの債務の返済または相殺にあつてはかを指定できるものと、これをすまやかに償還するものとする。
3. この場合、借主はその指定に対しては異議を述べないものとします。
3. 借主の債務が滞延している場合には、第2項(1)号に定められた借主の指定により、債権保全上遅延が生じるおそれがあるときは、当行は遅延を異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して返済または相殺する債務を指定することとします。
4. 前項(2)号による指定は、当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条 (届出事項の変更)

1. 借主は氏名、住所、勤務先、電話番号その他の当行に届け出た事項に変更があったとき届出を当行所定の方法により届け出るものとします。

2. 借主が氏名の変更を届けたため、当行の借主から最後に届出された氏名、住所にあつては通知または送附物を発送したにもかかわらず、延滞または到達しなかつた場合には、通常郵便物として到達しないものとします。また、借主の責めに帰すべき事由により届いた郵便物が配達されない場合も同様とします。

3. 基本契約の申込みを受け付けるときは、法的に定められた、本人確認等を行います。この確認事項に変更があつた場合には、直ちに当行所定の方法により届け出るものとします。

第18条 (成年後見人の届出)

1. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、借主について、補助、保佐、後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も同様届出届けるものとします。

2. 借主またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を届出届けるものとします。またそのほかの代理人は、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合に第1項および第2項と同様に届出届けるものとします。

4. 借主またはその代理人は、第1項から第3項の届出事項に届出済としたは変更等が生じた場合には、届出届けるものとします。

5. 第1項から第4項の届出の前にした届け出については、当行は責任を負わないものとします。

第19条 (解約)

1. この規定の各条項または第2項のいずれか一つが生じた場合は、当行はいつでも当座貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。

2. 基本契約が解約された場合に貸越元金等があるときは、借主は直ちにそれを支払うものとします。

第20条 (貸付金の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める返済期日から適用されるものとします。

3. 前項の相当期間経過後であっても、借主が本取引を行ったときは、当行は、借主が変更事項および新規変更を承認したもののみとし、第1項による変更後の規定を適用します。

第21条 (貸付の契約に係る承諾の承認)

借主は、今後貸付の契約、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に係る勧誘を行うことを承諾します。なお、借主は、勧誘が不要な場合は、その旨を当行に対して意思表示を行うことができます。

第22条 (借主が債権保全上必要と認め、財産、収入等について、資料の提供または報告を求めたときは、借主は直ちにこれに応じらるものとします。)

1. 借主は、借主は直ちにこれに応じらるものとします。

2. 借主は財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに報告するものとします。

第23条 (危険負担等)

1. 当行に貸し入れた契約書類等が事変、火災、輸送途中の事故等やむをえない事情によつて、紛失、滅失、損壊、または延滞した場合には、当行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済するものとします。なお、この場合、借主は当行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。

2. 借主に対する権利の行使もしくは保全、または担保の取り立てもしくは処分を要した費用、および借主の権利を保全するため当行の協力に依頼した場合に要した費用は借主が負担します。

第24条 (含意保証)

1. 基本契約、および基本契約に基づく借主と当行との諸取引の契約準拠法は日本法とします。

2. 基本契約およびこの取引に關して訴訟が生じた場合には、当行の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするに合意します。

第25条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、暴力団員、暴力団員等になつた時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通念等から見て明らかに特殊な能力集団等、その他これに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、かつ継続し、なすものがないことを保証するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配している認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 借主も、または、第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を有すること、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 借主は、関係する暴力団員等との間で、実質的に関係を結ぶべき関係を有すること
- (6) 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つも該当する行為を行わないこととする。

- (1) 暴力団員等に対する行為
- (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に關して、脅迫的な行動をし、または脅迫する行為を行う行為
- (4) 債権を行使し、権利を行使しまたは権利を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他相当に準ずる行為

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をしたときは、借主は前項の各号のいずれかに該当する行為の申告をしたことが判明し、借主とのローン契約を継続することが不適切である場合は、借主は、当行からの請求に応じて、ローン契約による債務全額について期限の利益を失ひ、ローン契約借入事項に定める返済方法によらず、直ちにローン契約による債務を返済するものとします。

4. 前項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が当行からの請求を受理しないなど、借主の責めに帰すべき事由により、請求が延滞し、または到達しないかつた場合は、通常どおりにすべきとし、期限の利益が失われたものとします。

5. 前項の約定返済滞り、借主が借主が当行からの請求をしなかった場合は、借主は、借主が当行からの請求をしなかったお、また、当行に損害が生じたときは、借主はその責任を負います。

第26条 (会話内容の記録)

当行は、お客さまからのお申し出内容を正確に把握するため、基本契約の成立・不成立に關わらず、電話によるお客さまと当行のやり取りを録音し、取り録し、相当期間保存することとします。

第27条 (取引の制限等)

- (1) 借主が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、新規確認を制限する場合があります。
- (2) 1年以上取引のない場合は、新規確認を制限する場合があります。
- (3) 当行が別途定める「当行金融サービスに対する濫用防止方針」を踏まえ、第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する借主の対応、具体的な取引の内容、借主の説明内容、およびその他の事項を考慮して、当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるともします。
- ① 不相当に多額または頻りに行われる現金の借入れ
- ② 当行がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが高いと判断した個別取引
- (4) 第1項より第3項に定めるいずれかの取引の制限についても、借主から合理的な説明がなされたことにより、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁への抵触のリスクが解消されたに認められる場合、当行は遅くも前項の取引等の制限を解除します。
- (5) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行は次の取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達しないにかかわらず、当該解約の通知を届出した氏名、住所にあつて発行した債権約款に基づいたものとします。

① 前項で定める当行からの通知がなかった場合は、借主が認めた資料が偽りである場合

- ② この取引が本規定または外国の法令、規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとして認められる場合
- ③ この取引がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあるとして認め、マネー・ロンダリング等防止の規制に違反する行為に利用されたと認められる場合
- ④ 前項から第3項に定める取引等の関係に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合
- ⑤ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

(以上)

(2020年3月2日現在)

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」カード規定

第1条（カードの発行）

株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」という。）は「三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」（以下「本カードローン」という。）ローン規定」（以下「ローン規定」という。）に定められた取引に使用するカード（以下「カード」という。）を発行し、本カードローン契約者本人（以下「本人」という。）に貸与するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」という。）を使用しローン規定に基づく取引専用の当座勘定（以下「当座勘定」という。）に入金する場合。
- ② 当行の現金自動支払機（預入払出機を含む。以下「支払機」という。）を使用して当座勘定から出金する場合。

第3条（預入払出機による入金）

- (1) 預入払出機を使用して当座勘定に入金する場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順にしたがって、預入払出機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預入払出機による入金は、預入払出機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりのお金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

第4条（支払機による出金）

- (1) 支払機を使用して当座勘定から出金する場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
- (2) 支払機による出金は、1千円単位とし、1回あたりのお金は、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1回あたりのお金は当行所定の金額の範囲内とします。

第5条（預入払出機・支払機故障時等の取り扱い等）

停電、故障等により預入払出機または支払機による取り扱いができない場合には、カードの使用を一時的に中止する場合があります。（そのために生じた損害については、当行に故意、重大な過失がない場合には、当行は責任を負いません。）

第6条（届出事項の変更、カード紛失、盗難、カード再発行等）

- (1) 届出事項を変更する場合には、当行所定の方法により行ってください。
- (2) カードを紛失し、または盗取された場合には、直ちに本人から当行所定の受付場所に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる出金停止の措置を講じます。また、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれがある場合は他人に使用されたことを認知した場合には、同様に直ちに本人から当行に届け出てください。この届出の前になされた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) カードを紛失し、または盗取された場合で、カードの再発行が必要なときは、当行所定の方法により依頼をしてください。この場合、カードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。なお、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (4) カードの使用不能の場合についても第2項以下に準じて当行所定の手続きにより取り扱いを行うことができますものとします。

第7条（カード・暗証の管理等）

- (1) カードは他人に貸与しないよう保管してください。また、暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
- (2) 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当行が本人に交付したカードの電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の情報と一致することを確認の上、出金を行います。この場合、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、第8条および第9条に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

第8条（偽造カード等による出金等）

偽造または変造カード等による不正な出金について、本人の故意による場合、または当該出金について当行が善意かつ無過失であることを本人が証明したときを除き、本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

第9条（盗難カードによる出金等）

- (1) 本人がカードを盗取され、当該カードによりなされた不正な出金については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該出金の額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額（以下「補てん対象額」という。）の補てんを請求することができます。
 - (2) カードの盗難が気づいてから2年以内かつ当行への通知が行われていること
 - (3) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (4) 当行に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行へ通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該出金が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかると当行への通知が、盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、当該盗取に係る盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。）から2年を経過する日に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該出金が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - A) 本人に重大な過失があること
 - B) 本人の配偶者、二親等の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C) 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 戦争、暴動等による善しし社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してカードが盗取された場合

第10条（預入払出機・支払機への誤入力等）

預入払出機・支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

第11条（談話・譲渡・買入れ等の禁止）

カードは譲渡、買入れまたは貸与することはできません。

第12条（解約等）

- (1) 本カードローンを解約する場合には、磁気ストライプ部分を切断のうえカードを破棄してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。
- (3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。当行所定の方法により当行が本人であることを確認できたとき等当行が利用の再開を認める場合は、カードを再発行します。
 - A) 談話、買入れ等の禁止」の条項に定める規定に違反した場合。
 - B) カードが偽造・盗難・紛失等により、不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第13条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン規定により取り扱います。

Eメールサービス利用規約

第1条（Eメールサービス）

1. Eメールサービス利用規約（以下「本規約」という。）は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」という。）が発行する「三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」ローン規定」（以下「ローン規定」という。）に定められた取引に使用するカードの貸与を受けたお客さまが、当行が提供するインターネットを利用したEメールサービス（以下「Eメールサービス」という。）を利用する場合に適用されます。
2. Eメールサービスのサービス内容については、お客さまに対し別途、通知または公表します。
3. お客さまは、必ずご自身専用のEメールアドレスを登録するものとします。Eメールアドレスを、第三者に共用しているなどの理由によりお客さまに不利益が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
4. 当行からお客さま宛てに送信したEメールが通信上の問題その他で遅延・消失等して届かなかった場合でも、Eメール再送の取り扱いはできません。

第2条（Eメールアドレス）

1. お客さまは、必ずご自身専用のEメールアドレスを登録するものとします。Eメールアドレスを、第三者に共用しているなどの理由によりお客さまに不利益が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. お客さまは、当行からの連絡手段として、登録されたEメールアドレスを使用することを予め承諾するものとします。
3. お客さまが、既に登録したEメールアドレスを変更する場合、当行所定の方法により、変更手続きを行ってください。
4. お客さまは、登録したEメールアドレスの利用をやめた場合または当該Eメールアドレスの使用権限を喪失した場合には、速やかに当行所定の方法によりその届出を行うものと、必要に応じて新たなEメールアドレスを登録するものとします。

第3条（お客さま）

- (1) Eメールサービスを第三者に利用させること。
- (2) Eメールサービスに関する専用ページの複製、改変、公衆送信、解析その他本規約に定める利用方法以外の行為。
- (3) 日本国内の法令、諸規則、本規約ならびに公序良俗に反する行為。
- (4) お客さま以外の第三者の口座番号およびパスワードまたはその他の情報を不正に取得もしくは利用する行為、またはその他の不正アクセス行為。
- (5) Eメールサービスの運営その他当行の営業を妨害する行為、当行の権利または財産（知的財産権を含みます。以下同じ。）を侵害する行為、Eメールサービスもしくは当行または第三者の名義もしくは信用を毀損する行為、第三者に不利益を及ぼす行為、その他態様のいかんを問わず当行に不当な不利益を与える行為。
- (6) 前各号のいずれかに該当する行為が行われている第三者のウェブ・サイトリンクを貼る行為。
- (7) 前各号の他、合理的な理由により当行が不適当と判断した行為。

第4条（登録の取消）

当行は、お客さまが第3条各項目に違反した場合、お客さまに通知することなく、Eメールサービスの登録を取り消すことができるものとします。

第5条（Eメールの不届、遅延等）

以下の各事項の発生の一つでも生じたときは、Eメールが遅着し、または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなし、延着または不届のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) お客さまが、Eメールフィルタの解除やEメールアドレスの変更の届出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由があったとき。
 - (2) 当行および当行が契約しているデータセンター等に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピュータおよびプログラム等の障害、第三者による侵害および処理件数の突発的増加等があったとき。
1. お客さまがEメールサービスの利用の中止を希望し、当行所定の手続きにより届出した場合は、Eメールサービスを中止するものとします。
 2. 当行は、次のいずれかに該当する場合、お客さまへの事前通知または承諾なくして、Eメールサービスを一時停止または中止できるものとします。
 - (1) システム保守、その他Eメールサービス運営上の必要がある場合。
 - (2) 天災、停電、通信事情等、当行の責めによらずEメールサービスの継続が困難になった場合。
 - (3) その他当行が必要と判断した場合。
 3. Eメールサービスを一時停止または中止に起因して生じた損害について当行は責任を負いません。

第7条（ローン規定の適用）

本規約に定めのない事項については、ローン規定により取り扱います。

以上

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私は、次の(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告を行ったことが判明した場合には、真行の通知なく、取引の全部または一部が停止され、または真行の通知により、この契約が解約されても異議を申しません。また、これにより私に損害が生じた場合でも、真行はなんら請求をいたしません。

また、真行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

(1) 真行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
4. 暴力団準構成員
5. 暴力団関係企業
6. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
7. その他前各号に準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)
8. 以下のいずれかに該当する者。
 - (イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (ホ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に際して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて真行の信用を毀損し、または真行の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」保証委託約款

- 第1条（保証委託の内容）
- 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下「保証会社」という。）が負担する保証債務は、私が株式会社三菱UFJ銀行（以下「銀行」という。）の「三菱UFJ銀行のカードローン（バンクイック）ローン規定」（以下「規定」という。）に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。
 - 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同じとしますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
- 第2条（保証債務の履行）
- 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。
 - 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使は、本約款＜個人情報取り扱いに関する同意書＞を含む。以下同じ。）のほか、規定の各条項が適用されるものとします。
- 第3条（求償権）
- 私は、保証会社に対しその求償権について書面に弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行以後の損害金および支払のために要した費用およびその他債務の履行が行われたために要した費用を含むものとします。
 - 私は保証会社が代位弁済を実行した後、未払の残元本、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、保証会社の保証履行金額に対して年14.5%（365日の日割計算）による損害金を支払うことに同意します。
- 第4条（事前求償）
- 私の下記の各号の1つにでも該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使して求償いたします。
 - 弁済期が到来しましたとき、または主債務の期限の利益を失ったとき
 - 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
 - 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - 支払を停止したとき
 - 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - その他保証会社が債権保全のために必要と認めたとき
- 第5条（中止・解約・終了）
- 原債務または保証会社及び債務の不履行なく保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はその通知を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
 - 私が暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会系等、社会運動等標榜・運営した特殊技能職能力集団等、その他これに準する者（以下これを「暴力団員等」という。）であることが判明した場合、および下記の各号の1つにでも該当した場合には、保証会社はその保証を解約することができます。
 - 暴力団員等が経営を支配している認められる関係有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関係していると認められる関係有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に第三者の不正の利益を利用していると認められる関係有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係有すること
 - 私が銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは虚説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用を毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合
 - 前項および前各号により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を完了し、保証会社には負傷をうけません。
 - 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了するとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱いをしたとしても異議ありません。
- 第6条（弁済の充当順位）
- 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
 - 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他に債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
- 第7条（通知義務・書類等の提出）
- 私が住所、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。
 - 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社に対する求償債務の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
 - 前第1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかつた場合には、通常到達すべきときに到着したものとします。
- 第8条（信用情報機関の登録）
- 私は、本約款に基づき、契約に関する会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報）および貸付日、貸付金額、元金、延滞、債権譲渡等の情報を保証会社（保証会社）が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報とそれぞれが定める一定期間登録します。（注）詳しくは、「個人情報取り扱いに関する同意書」に記載しています。
- 第9条（住民票等の取寄せ）
- 保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。
- 第10条（費用の負担）
- 保証会社が第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分を要した費用およびこの契約がもたらした一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社へ支払います。
- 第11条（公正証書の作成）
- 私は、保証会社が請求したときは、いつでも公正証書に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾の公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。
- 第12条（契約の変更）
- 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。
 - 前項による変更後の本約款の内容は、公表の際に定める相当な期間を経過した日以降の取引から適用されるものとします。
 - 前項の相当期間経過後であっても、本約款の変更内容に関する通知または公表があつた後に、私が本約款に採り入れた場合、保証会社は、私からその変更内容を確認したものとみなします。
- 第13条（債権の譲渡）
- 私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。
- 第14条（管轄裁判所の合意）
- 私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴訟のいかんにかかわらず保証会社の本社所在地または営業所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

に、私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。）が登録されている場合には、銀行および保証会社それぞれとを与信取引上の判断（銀行は銀行法施行規則第13条の6等に基づく、返済能力または転居先の調査をいう。保証会社は貸金業法等により、返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。

- 銀行および保証会社が本申し込みに関して加盟する個人信用情報機関を利用した場合は、私および私の利用した日および本申し込みの各機関に第3項の定められた期間登録され、同機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。
- 私は、本契約に基づく以下の個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等）、ならびに申し込み日および申し込み商品種別等の情報。）が、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって、自己の与信取引上の判断のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間（各個人信用情報機関の連絡先等は第5条に記載）		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社日本信用情報機構	株式会社シー・アイ・シー
(1)氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	(2)～(8)の登録情報のいずれかが登録されている期間		
(2)個人信用情報機関を利用した日および本契約または申し込みの借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容	銀行が、信用情報を利用した日から1年を超えない期間	保証会社が、信用情報を利用した日から6ヶ月以内	保証会社が、信用情報を照会した日から6ヶ月間
(3)借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（代位弁済、返却回収手続、解約、完済、延滞、延滞解消等の事実を含む）等の本契約に関する客観的な取引事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および本契約終了後5年以内	契約期間中および本契約終了後5年以内
(4)債務の支払を遅滞とした事実	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および本契約終了後5年以内	契約期間中および本契約終了後5年間
(5)不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	—	—
(6)官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	—	—
(7)登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間
(8)本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告があった日から5年を超えない期間	登録日から5年以内	登録日から5年以内

- 私は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

第5条（銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関と同機関と提携する個人信用情報機関の名称等）

銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関（○で表記）と同機関と提携する個人信用情報機関（△で表記）の名称等は下表の通りです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（銀行および保証会社ではできません。）

個人信用情報機関名	ホームページアドレス・電話番号	銀行	保証会社
全国銀行個人信用情報センター（K S C）	https://www.zenkinkyo.or.jp/pcic/TEL03-3214-5020	○	△
株式会社シー・アイ・シー（C I C） （貸金業法および割賦販売法に基づく指定信用情報機関）	https://www.cic.co.jp/TEL0120-810-4114または0570-666-414	△	○
株式会社日本信用情報機構（J I C C） （貸金業法に基づく指定信用情報機関）	https://www.jicc.co.jp/TEL0570-065-955	△	○

第6条（個人情報の利用・提供の停止）

銀行および保証会社は、第1条(1)銀行の利用目的①②、(2)保証会社の利用目的⑥に基づくダイレクトメールの発送、電話によるご案内等については、私から個人情報利用・提供の停止の申し出があつたときは、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を停止する措置をとります。

第7条（本同意事項に不同意の場合）

銀行および保証会社は、申込者等が本申し込みおよび本契約に必要な記載事項（契約書面中で契約者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本申し込みおよび本契約をお断りすることがあります。ただし、第1条(1)①②③④⑤に同意しない場合でも、これを理由に銀行および保証会社から申し込みおよび本契約をお断りすることはありません。

第8条（開示・訂正等）

個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に規定する開示、訂正・利用・提供の停止の手続については、銀行および保証会社はホームページに掲載します。なお、第4条に規定する個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。

第9条（会話内容の記録）

私は、銀行が私の申し出内容を正確に把握するため、本契約の成立・不成立に関らず、電話による私との会話内容（私が第1条に規定する特別の非公開情報を話す場合を含みます。）を、録音により記録し、相当期間保管することに同意します。

三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」

個人情報の取り扱いに関する同意書

- 第1条（個人情報の利用目的）
- 私は、三菱UFJ銀行のカードローン「バンクイック」（以下「本カードローン」という。）の申し込み（本カードローンの保証委託契約の申し込みを含む。以下「本申し込み」という。）にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、本申し込みおよび本申し込みによる契約（以下「本契約」という。）にかかる法律を含む私の個人情報、株式会社三菱UFJ銀行（以下「銀行」という。）およびアコム株式会社（以下「保証会社」という。）か以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲内で利用することに同意します。
- 銀行における個人情報の利用目的＜業務内容＞
 - 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
 - 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務、クレジットカード業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
 - その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱いが認められる業務を含む）
 - 銀行および銀行の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下利用目的で利用します。
 - 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受付のため
 - 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - 預金取引や融資取引等における即日管理等、継続的なお取引における管理のため
 - 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
 - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
 - 与信事業に際して個人情報や加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
 - 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
 - 私との契約や法律等に基づき権利の行使や義務の履行のため
 - 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - 提携先等との商品やサービスの各種ご提案のため
 - 各種お取引の解約やお取引解約その他終了後の事後管理、または金融商品やサービスに関する業務の改善を図るための判断資料とするため
 - その他、私との取引を適切かつ円滑に履行するため
 - ただし、銀行は特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用しないものとします。
 - 銀行法施行規則第13条の6の8等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しないものとします。
 - 銀行法施行規則第13条の6の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供しないものとします。
- (2)保証会社における個人情報の利用目的
- 与信判断のため
 - 与信ならびに与信後の権利の保存・管理・変更および権利行使のため
 - 与信後の権利行使や債権譲渡等のためおよび担保差し入れその他の取引のため
 - 保証会社と申込者との取引および交換輸送その他の事業に関する記録保存のため
 - 与信にかかわる商品およびサービスのご案内のため
 - 保証会社内部における市場調査および分析ならびに金融商品およびサービスの研究および開発のため
- (3)銀行および保証会社は、本人確認資料として提出された運転免許証に記載の記号番号等を本人確認のため収集・利用することがあります。

第2条（個人情報・銀行と保証会社との相互提供）

私は、本申し込みおよび本契約にかかる情報を含む私に関する第2項および第3項の情報を、第2項および第3項に記載する目的の達成に必要な範囲で、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

2. 銀行より保証会社へ提供される情報

- (1)氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報、借入期間、金利、弁済額等、申込書ならびに付属書類等本申し込みにあたり提出する書類、入力データや画面に掲載の全ての情報ならびに口頭で告知する情報
- 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報、返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利の保全に必要な全ての情報
- 銀行における借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等本契約に関する情報
- 延滞情報、破産等の情報を含む本契約に基づく債務の弁済に関する情報
- 借入残高、借入期間、金利、弁済額、弁済日等、銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

<提供された情報の銀行における利用目的>

- 申し込みの受付、資格確認、保証の審査、保証の決定のため
- 保証取引の継続的な管理のため
- 法令等や契約上の権利の保全、行使や義務の履行のため
- 保証会社内部における市場調査等研究開発、保証基準の見直しのため
- 取引に必要な各種郵便物の送付のため
- その他私との取引の適切かつ円滑な履行のため

3. 保証会社より銀行へ提供される情報

- 氏名、保証会社での保証される情報
- 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- 保証会社における保証残高情報、他保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利の保全に必要な情報
- 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続に必要な情報
- 保証会社において代位弁済を完了した後の求償債権の回収状況や担保目的物の処分等に関わる情報

<提供された情報の銀行における利用目的>

第1条(1)に記載の利用目的

第3条（債権譲渡）

本契約によるローンの等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。私は、その際、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第4条（個人信用情報機関の利用・登録等）

1. 私は、銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関